

議案第159号

川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年11月24日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例（令和元年川崎市条例第9号）の一部を次のように改正する。

目次の改正規定中「柿生学園及びくさぶえの家」を「柿生学園」に、

「第6節 かじがや障害者デイ・サービスセンター（第107条～第116条）」

第7節 削除

を

「第6節及び第7節 削除」

に、「御幸日中活動センター（第137条～第146条）」を「削除」に改める。

第2章第10節中第22条の33を第146条とし、第22条の32を第145条とし、第22条の31を第144条とする改正規定、第22条の30第

1号を改め、同条を第143条とする改正規定、第22条の29を第142条とし、第22条の28を第141条とし、第22条の27を第140条とし、第22条の26を第139条とする改正規定、第22条の25の見出し及び同条を改め、同条を第138条とする改正規定、第22条の24を第137条とする改正規定並びに第2章第10節を第3章第9節とする改正規定を次のように改める。

第2章第10節を削る。

第2章第9節を第3章第8節とする改正規定を次のように改める。

第2章第9節を第3章第8節とし、同節の次に次の1節を加える。

第9節 削除

第137条から第146条まで 削除

第2章第8節の改正規定、同節を第3章第7節とする改正規定、第2章第7節中第22条の7を第116条とし、第22条の6の3を第115条とし、第22条の6の2を第114条とする改正規定、第22条の6第1号を改め、同条を第113条とする改正規定、第22条の5の5を第112条とし、第22条の5の4を第111条とし、第22条の5の3を第110条とし、第22条の5の2を第109条とする改正規定、第22条の5の見出し及び同条を改め、同条を第108条とする改正規定、第22条の4を第107条とする改正規定並びに第2章第7節を第3章第6節とする改正規定を次のように改める。

第2章第7節及び第8節を削る。

第2章第6節を第3章第5節とする改正規定を次のように改める。

第2章第6節を第3章第5節とし、同節の次に次の2節を加える。

第6節及び第7節 削除

第107条から第127条まで 削除

第2章第2節中第6条の5を第68条とし、第6条の4の3を第67条とす

る改正規定を次のように改める。

第6条の5中「又はくさぶえの家」を削り、第2章第2節中同条を第68条とする。

第6条の4の3中「又は第3項」を削り、同条を第67条とする。

第6条の4の2第1項を改め、同条を第66条とする改正規定を次のように改める。

第6条の4の2第1項を次のように改める。

柿生学園において指定障害福祉サービス、指定地域相談支援、指定計画相談支援又は日中一時支援を受けた者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

第6条の4の2第3項及び第4項を削り、同条第5項中「又は第3項」を削り、同項を同条第3項とし、同条を第66条とする。

第6条の4第1号から第3号までを改め、同条を第65条とする改正規定を次のように改める。

第6条の4中「及びくさぶえの家」を削り、同条第1号中「第6条第1号から第4号まで」を「第58条第1号、第2号及び第4号」に改め、同条第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 地域相談支援給付決定障害者

(3) 計画相談支援対象障害者等

第6条の4第5号中「又はくさぶえの家」を削り、同条を第65条とする。

第6条の3の5の表を改め、同条を第64条とする改正規定を次のように改める。

第6条の3の5を削る。

第6条の3の4を第63条とし、第6条の3の3を第62条とし、第6条の3の2を第61条とする改正規定を次のように改める。

第6条の3の4中「又はくさぶえの家」を削り、同条を第63条とし、同条の次に次の1条を加える。

第64条 削除

第6条の3の3中「又はくさぶえの家」を削り、同条を第62条とする。

第6条の3の2第1項中「又はくさぶえの家」を削り、同条を第61条とする。

第6条の3の見出し及び同条を改め、同条を第60条とする改正規定を次のように改める。

第6条の3を削る。

第6条の2の見出し及び同条を改め、同条を第59条とする改正規定を次のように改める。

第6条の2の見出しを「（柿生学園の位置）」に改め、同条中「柿生学園」の次に「の位置」を加え、「に置く」を「とする」に改め、同条を第59条とし、同条の次に次の1条を加える。

第60条 削除

第6条第1号、第3号及び第5号から第7号までを改め、同条を第58条とする改正規定を次のように改める。

第6条中「及びくさぶえの家」を削り、同条第1号を次のように改める。

(1) 生活介護に関すること。

第6条第2号中「（柿生学園に限る。）」を削り、同条第3号を次のように改める。

(3) 削除

第6条第4号中「（柿生学園に限る。）」を削り、同条第5号及び第6号を次のように改める。

(5) 一般相談支援事業に関すること。

(6) 特定相談支援事業に関すること。

第6条第7号中「法第4条第1項に規定する」及び「(以下「障害者」という。)」を削り、「第6条の4の2」を「第66条」に改め、「(柿生学園に限る。)」を削り、同条を第58条とする。

第2章第2節を第3章第1節とする改正規定中「第2章第2節」の次に「の節名中「及びくさぶえの家」を削り、同節」を加える。

第1章の改正規定のうち第4条第1号中「及びくさぶえの家」を削り、同条第6号及び第7号を次のように改める。

(6)及び(7) 削除

第1章の改正規定のうち第4条第9号を次のように改める。

(9) 削除

附則第1項ただし書を次のように改める。

ただし、次項の規定は公布の日から、くさぶえの家、かじがや障害者デイ・サービスセンター、れいんぼう川崎及び御幸日中活動センターに係る改正規定は令和3年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

くさぶえの家、かじがや障害者デイ・サービスセンター及び御幸日中活動センターを廃止するため、この条例を制定するものである。